

大分大学医学部附属病院低侵襲手術センター細則

令和4年7月28日制定

令和4年医学部附属病院細則第10号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第10条第6項の規定により、ロボット支援手術をはじめとする最先端の低侵襲手術に関する運営や安全を推進し、低侵襲手術の質向上を図るとともに、高度な技術を要する医療人材育成のための教育を目的として設置する、大分大学医学部附属病院低侵襲手術センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、「低侵襲手術」とは手術室内で行われ、かつ、内視鏡、手術支援用ロボット等を使用することによる、従来の手術と比較して患者への侵襲性の低い手術をいう。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 低侵襲手術に係る運営に関すること。
- (2) 低侵襲手術に係る安全に関すること。
- (3) 低侵襲手術に係る教育に関すること。
- (4) その他低侵襲手術に関し必要な事項

(センター長)

第4条 低侵襲手術センター長（以下「センター長」という。）は、病院長の命を受け、センターの業務を掌理し、職員を指揮監督する。

(副センター長)

第5条 低侵襲手術センター副センター長（以下「副センター長」という。）は、センター長を補佐し、センター長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

(運営会議)

第6条 センターの運営に関する事項を審議するため、低侵襲手術センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(運営会議の構成)

第7条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 手術部副部長
- (4) 内視鏡手術用支援機器を用いた内視鏡手術を行う診療科の医師 各科1人
- (5) 手術部担当看護師長
- (6) 材料部担当看護師長
- (7) 臨床工学技士 1人

(8) その他センター長が必要と認める者

2 前項第4号、第7号及び第8号の委員は、病院長が指名する。

(運営会議の委員の任期)

第8条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第9条 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

2 議長は、運営会議を招集する。

3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会議)

第10条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第11条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより運営会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

(代理出席)

第12条 委員が、やむを得ない事由により運営会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、代理の者を運営会議に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第13条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(運営会議の事務)

第14条 運営会議の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第15条 この細則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、令和4年8月1日から施行する。

2 この細則の施行後、最初に任命される第7条第2項の委員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。